

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第33号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関		職員	機関		職員
略			略		
知事 の 事務 部 局	本庁	部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 <u>医療政策監</u> 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室並びに業務効率化室の改革推進担当及び集中化企画担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室及び給与室の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）	知事 の 事務 部 局	本庁	部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 <u>院長</u> 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 <u>分場長</u> 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室並びに業務効率化室の改革推進担当及び集中化企画担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室及び給与室の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）
	総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長（心と女性の相談室の室長を除く。） チーム長 医療指導監 館長 課長補佐 <u>主幹（庶務に関する事務を行うものに限る。）</u>		総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長（心と女性の相談室の室長を除く。） チーム長（ <u>商工観光チームのチーム長に限る。</u> ）

	務に関する事務を行う主幹に限る。)	医療指導監 館長 課長補佐
略		略
会計管理者	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 主幹 (審査出納課の主幹に限る。)	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 審査出納課の副主幹
略	副主幹 (審査出納課の副主幹に限る。)	略
備考 略		備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。